（推薦者が日本学士院会員である場合）

推　　薦　　者
日本学士院会員（第○部第○分科所属）
氏　名　　自　署
住　所
日本学士院長　久保　正彰　殿

（推薦者が日本学術会議会員である場合）

推　　薦　　者
日本学術会議会員（第○部所属）
氏　名　　自　署
住　所
日本学士院長　久保　正彰　殿

日本学士院会員選定規則（抄）

（候補者の推薦）

第３条　日本学士院会員候補者の推薦をなし得る者は次のとおりとする。

⑴　学術機関（大学の各学部及び研究所を含む。）及び学会（学術機関及び学会を以下「学術団体」という。）

⑵　日本学士院会員

⑶　日本学術会議会員

２　前項の推薦資格者は、各学術団体又は各個人ごとに候補者１名を推薦することができる。

３　日本学士院会員と日本学術会議会員との２つの資格を有する者が候補者を推薦する場合には、日本学士院会員の資格をもってこれを行うものとする。

４　日本学士院会員は、その所属する分科の候補者に限り推薦することができる。

５　日本学術会議会員は、その所属する部に相当する分科の候補者に限り推薦することができる。

６　推薦者は、次の事項を記載した推薦書を、日本学士院長に提出しなければならない。

⑴　被推薦者の氏名、本籍（都道府県名のみ記す。）及び住所

⑵　所属すべき分科

⑶　履歴（概要でよい。）

⑷　主要な学術上の業績（その大要を記載する。）

⑸　主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）

７　推薦書は、別記の書式により、推薦者（学術団体の場合にはその代表者とし、その代表者の団体における地位、役名等を記す。）の署名を必要とする。

８　推薦には本人の承諾を必要としない。但し、本人はこれを辞退することができる。

９　推薦書は、あらかじめ公示された提出期間内に、日本学士院事務室あてに送付しなければならない。

10　郵送による推薦書が期間経過後に到達したときは、郵便官署の日附印により、期間内の発信を確認し得る場合に限り、期間内に提出されたものとみなす。

11　推薦書が期間経過後に提出された場合には、これを受理しない。推薦書がいちじるしく要件を欠くときも同様である。

12　提出した推薦書に不備があるときは、推薦者はこれを補正しなければならない。

13　選考委員会が、補正を条件として推薦書を受理した場合において、委員会の定める期間内に補正しないときは、その受理を無効とする。

（被推薦者）

第４条　推薦される候補者は、学術上功績顕著な科学者でなければならない。その資格の判定は選考委員会の審査による。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

神奈川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年１月 11 日

神奈川労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間849円」を「１時間857円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年３月１日から効力を生ずる。

公告

認証紛

工場財団

東京都墨田区両国二丁目10番14号**三菱製紙株式会社**の工場財団に青森県八戸市大字河原木字青森谷地３番地三菱製紙株式会社八戸工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年１月 11 日

青森地方法務局八戸支局

有権者申出方

元当局所属公証人濱井一夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 25 年１月 11 日　　東京法務局

割賦販売法に基づく同法第11条の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第11条の許可を受けた者から、法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 25 年１月 11 日　　経済産業大臣　茂木　敏充

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
井戸沢電機株式会社	群馬県富岡市内匠189	第10号	平成24年12月12日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第11条の許可を受けた者は、前払式割賦販売の営業を廃止し、法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 25 年１月 11 日　　関東経済産業局長　宮川　　正

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第21条第１項の権利を有する者は、平成25年３月12日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記宛て提出してください。

なお、平成25年３月12日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。